

平成25年9月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成25年9月19日〔木曜日〕 午前8時30分 開会

2. 開催場所 市役所3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会 長	4 番	日高 仙三
職務代理者	3 番	橋口 好文
委 員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	日笠山 隆
//	5 番	河本アツミ
//	6 番	白河 澄雄
//	7 番	古田 洋美
//	8 番	浦口 幸夫
//	9 番	脇田 峰生
//	10 番	石寺 政和
//	11 番	岩本 延男
//	12 番	下園 茂
//	13 番	南 重徳
//	14 番	瀬川 寅夫

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条に係る許可申請について

議案第2号 農地法第4条に係る許可申請について

議案第3号 農地法第5条に係る許可申請について

議案第4号 非農地証明願いについて

議案第5号 あっせんについて

議案第6号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

議案第7号 平成25年度農地パトロール実施要領について

○会長

皆さん、おはようございます。相変わらず雨の降らない日が続いております。

西京ダムの水位も3.3メートルほど低下し、貯水率も65%程度ようです。

今後もさらに干ばつの被害や、水不足も心配されますので、程よい降雨を期待したいところです。

また、農家の方々におかれましては芋の収穫やこれから植え付ける豆類の準備など大変忙しい時期に入ってきます。

雨が降らずに植え付けに大変苦勞をしている方もいらっしゃると思います。

まだ暑い日が続きますので、くれぐれも健康には留意していただきたいと思います。

○議長

それでは会議規程により、私のほうで議事の進行を行います。

本日は、全員の出席であります。農業委員会法第21条第3項の規定により、ただ今から平成25年9月の定例総会を開催します。

○議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員については、5番委員の河本委員と6番委員の白河委員を指名します。また会議書記には事務局職員の内田君を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして日程第2議案第1号農地法第3条に係る申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号農地法第3条許可申請についてを説明いたします。最初に、資料の訂正をお願いします。2ページの10番ですけれども、昨日申請人より取り下げが提出されておりますので削除をお願いいたします。

続きまして資料の説明を行います。資料は1ページになります。今月は、所有権移転3件、使用貸借権4件、賃貸借8件の合計15件の申請がありました。

1番です。住吉の形之山地区の土地です。台帳現況地目は畑2筆で合計面積は2732平米を売買により所有権移転するものであります。

譲受人の許可後の経営面積は6053平米となり、下限面積5千平米を超えます。

2番です。住吉の里之町地区の圃場整備をした土地です。台帳現況地目は畑の1筆で、面積319平米を売買により所有権移転をするものであります。先月のあっせんで「売りたい」と申請した土地でありまして、現在の耕作者が買うことになりました。

3番です。住吉の志和野地区のほ場整備をした土地です。台帳現況地目は畑の1筆で、面積1629平米を賃貸借で5年間借りるものであります。

2番と3番は借人が同じで、許可後の経営面積は6251平米となり、下限面積の5千平米を超えます。

4番です。西之表上之原町地区のほ場整備をした土地です。台帳現況地目は畑の2筆で、面積5622平米を売買により所有権移転をするものであります。

5番です。西之表の上之原町地区のほ場整備をした土地です。台帳現況地目は畑の1筆、面積401平米を使用貸借で5年間借りるものであります。

6番です。西之表の上之原町地区のほ場整備をした土地です。台帳現況地目が畑の1筆で、面積は839平米を賃貸借で5年間借りるものであります。

2ページ目をお願いします。

7番です。安城の上之町地区の土地で、台帳地目は田と畑がそれぞれ2筆、現況地目は全て畑であります。合計面積が1985平米を賃貸借で5年間借りるものであります。

8番です。安城の川脇地区の田浦で、ほ場整備をした土地です。台帳現況地目は、田の1筆で面積1523平米を賃貸借で5年間借りるものであります。

9番です。安城の田浦のほ場整備をした土地です。台帳現況地目田が1筆で、面積1232平米を賃貸借で5年間借り受けるものです。

7番、8番、9番の借人は同じ方で、8番、9番については、耕作放棄地再生事業を活用する予定であります。

10番は削除ですので次にいきます。

11番です。上西大崎地区の土地です。台帳現況地目が畑の1筆で、面積4200平米を賃貸借で5年間借りるものであります。

12番です。上西大崎地区の土地です。台帳現況地目畑が2筆で、合計面積5813平米を賃貸借で5年間借りるものであります。

13番です。上西大崎地区の土地です。台帳現況地目の畑が1筆で、面積4833平米を賃貸借で5年間借りるものであります。

次は、3ページ目です。

14番です。下西の鞍勇地区の土地です。台帳地目は山林、現況地目は畑の1筆で、面積803平米を使用貸借で5年間借りるものであります。

15番です。下西の池野地区と鞍勇地区の土地です。台帳地目は、原野1筆、畑2筆、現況地目は全て畑で合計面積が1680平米を使用貸借で5年間借りるものであります。

16番です。下西鞍勇地区の土地です。台帳現況地目は畑の1筆、面積1480平米を使用貸借で5年間借りるものであります。

5番、6番、14番、15番、16番の借人は同じ方でありまして、許可後の経営面積が5203平米となり、下限面積が5千平米を超えます。

以上本件1番から9番、11番から16番までは農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で議案第1号に係る説明を終わります。

○議長

ただいま、事務局の説明が終わったところです。それぞれ関連いたしまして、担当委員の方から現地調査を踏まえた報告をお願いしたいと思います。

○1番委員

1番です。番号1番について、譲渡人は兵庫県の方で、電話で譲受人の確認や対価の額等について、確認を行いました。また、譲受人に現地立ち会いを求めまして、現地の確認と調査表に基づき聞き取りをおこないました。現地は、住吉形之山地域の2筆の畑であります。譲受人は、耕耘機やバインダー等を所有し、経営拡大を図りたいとのことでした。また、当該地域には安納いもや落花生などを作りたいとのことでした。

申請どおり有償で所有権移転が間違いないことを確認いたしました。

番号2番については、譲渡人は千葉県在住の方でしたので、電話で確認を行いました。当日は、譲渡人及び譲受人、それと「あっせん」をおこなった瀬川委員に現地立ち会いをしていただき、現地の確認と聞き取り調査を行いました。

現地は住吉志和野地域で、広域農道から少し奥に入った1筆319平米です。

現在は、借り受けてさとうきびを作っております。譲受人は、耕耘機、バインダー等を所有し、現在さとうきび1町5反8畝を耕作をしている方でした。

申請どおり今回自己所有として所有権の移転を行うということであります。

続いて番号3番についてです。現地は住吉字辻畑で、志和野の広域農道に隣接した農地です。貸人は、高齢であり耕作出来ないことや、借人の確認、それから借賃の確認も行いました。借人は番号2番と同じ方です。

申請どおり間違いありませんでした。以上であります。

○3番委員

3番です。番号4番、5番、6番について報告いたします。

番号4番につきまして、譲渡人、譲受人に電話で聞き取りをいたしまして、間違いのないことを確認しました。また、昨日現地確認に行ったんですがさとうきびを栽培しておりました。この干ばつで節間も伸びていなくて、収量も低いんじゃないかと思ったところでした。

番号5、番号6について貸人、借人双方確認の結果間違いございません。

なお、5番については焼酎いも、6番についてはさとうきびを栽培しておりました。

以上、間違いございませんでした。

○議長

番号7、8、9番に関しましては、私が担当ですので報告をします。昨日、現地調査を行いました。7、8、9番は借人が同一の方ということですので、この借人にほ場を案内いただき貸人の方には電話で確認をしたところです。

7番のほ場の場所は、安城上之町で借人の自宅近くの市道沿いの農地でありました。

現在セイタカアワダチソウが一面に茂っております。中々耕作できないということ

で、近所ということもあって、この方が借り受けてさとうきびを作るということであり
ました。間違いございませんでした。

8番、9番のほ場につきましては、川脇橋から右に入ったほ場整備済みの田でありま
す。ちょうど奥の方でありまして、葦や竹が生えて荒れておりました。

これは先ほど、事務局の方で説明ありましたが、再生事業を利用して耕作するという
ことでもございました。双方確認した結果、申請どおり間違いはありませんでした。

○9番委員

9番です。番号11、12、13番について報告いたします。

17日に借人立ち会いのもとに現地を調査いたしました。貸人は体調不良ということ
で、電話で確認をしております。11番の土地は、天水という字ですけれども、ここは、
別の方がすでに借りて牧草を作っておりまして、その空いた時期にいもを作っているよ
うです。それで、今牧草を作っている方の紹介で借り受けするようです。

牧草が3月までで終わるので、その後借りたらどうかという紹介をもらってこの申請
になったようです。また、賃料の方も標準額であると確認しております。

続いて12番ですけれども、貸人のお父さん名義になっていますが、現在は、園芸を
されている法人の方が球根を栽培しておりまして、連作がきかないものですからこの土
地を一応返していただき、今回この方が借り受けることになったということです。

現状は、きれいに耕耘されて整地もされておりました。

それから13番ですが、12番のすぐ隣のほ場ですが、地主さんが病弱なので12番
の貸人が管理をしていたようです。それまで同じ法人の方が、借りておりまして、い
ずれも連作の障害がありましたので、それを今回12番と同じ借人が借りるということ
です。賃料についてですけれども、今まで12番の方が管理を任されて受け取ってあり
ましたが、今回この13番の貸人に直接支払いをするというところで確認をとってあり
ます。

また、この借人はトラクターを2台、バックホーが1台、それと4トントラック、軽
トラックなどを所有し作業機械はそろっています。

また、作業人ですけれども、本人とシルバー人材センターと、時期々は高校生のアル
バイトとかそういう人たちを使って、経営をやっているということでした。

ほ場に関しては、手入れもきれいにされておりました。以上です。

○10番委員

はい、10番です。番号14番から16番まで説明いたします。9月14日借人立ち
会いのもと、現地調査を実施いたしました。借人は番号5番、6番と同じ方です。

借人は現在農業振興公社の方に勤務しております。

14番は、1筆803平米で、現在さとうきびを栽培しております。

15番につきましては、字河口の2筆973平米ですが、現況は1枚となっております
。こちらもさとうきびを栽培しております。それから、字椎山田の方は1筆の707

平米はでん粉用いもを栽培しております。

16番につきましては1筆1480平米ですが、現在なにも栽培しておらず、草が生え茂っております、原野に近い状態でございます。風が当たらない場所ですので、今後手を入れて園芸作物を栽培したいとのことでした。

農機具につきましては、耕耘機2台を所有していますが、トラクター等については、親が持っているのをそれを使用したいということでございます。14番から16番までは共に5年契約でして、事務局の説明したとおりでございます。以上です。

○議長

はい。議案第1号につきまして、事務局並びに担当委員の方から説明がございました。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○議長

ただいま異議なしの声ございました。それでは採決します。

議案第1号農地法第3条に係る許可申請について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第1号農地法第3条に係る許可申請の番号1番から9番、11番から16番につきましては、原案どおり許可することに決定をいたします。

○議長

次は、議案第2号農地法第4条に係る許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを説明いたします。資料は4ページになります。今日は貸駐車場の1件の申請がありました。

この案件は無断転用ですので、まずは違反転用処理の流れを説明したいと思います。

本日お配りした資料1の違反転用処理の流れをごらんください。

これは県の違反転用マニュアルに基づきまして、解りやすく作り直したものです。

まず①で違反転用事案発生ということでありまして。

この時点で無断転用が発覚しまして②の口頭による指導を事務局が違反者に行います。

これに応じた場合は、③の転用許可申請書に顛末書をつけて提出してもらいます。

その後④の定例総会、諮問会議で問題がなければ⑤の追認許可ということになります。

なお、悪質等で問題ありの場合は下の方にいきまして、復旧した場合は⑥の原状回復、そこで復旧しないときは⑩番の違反事案の報告のほうにいきます。

②番の応じなかった場合につきましては、⑦番のほうの口頭又は文書による中止、復旧の勧告ということで、これは、会長から違反者の方に勧告をすることになります。

この勧告に応じた場合は、⑧番の定例総会でこの案件を追認許可にするか、原状回復

のほうに持っていかを決めていただきます。

追認許可であった場合は、ここからまた③番に戻るとい事になります。

原状回復ということで、復旧したら⑨番のほうにいきますけれども、原状回復するといいいながら、復旧しない場合は⑩番の違反事案報告にいきます。

⑦番の勧告にも応じなかった場合は、⑩番の違反事案報告ということで、これにつきましても会長から県知事の方に報告がいきます。

農業委員会は、⑩番まで対応していくことになります。報告した後の⑪番からは県が処理をしていくことになります。従って、⑪番の中止、復旧方法の勧告と弁明書提出の通知を県のほうから、県知事名で違反者の方におこないます。

これに応じた場合は、原状回復しますということで、復旧した場合は⑫番の方にいきます。⑪番の応じない場合は、弁明する機会を与えるということで、違反者が県のほうに出向いて、どういう理由で復旧できなかった、応じなかったという理由を述べるということになります。

この後、⑭番による中止命令、復旧命令ということになります。

これにも応じない場合は、⑯番の代執行または⑲番の告発ということになってきます。

なお、今回この第4条ですけれども、①番から④番までのうち④番の定例総会というところであります。内容について、説明いたします。

申請地は、榕城〇〇地区の字〇〇、地番〇〇〇番2の1筆で、台帳地目畑、現況が雑種地で、面積が519平米です。申請理由は、貸していた畑が返還されましたが、本人は非農家で体調も悪いということで、農地として利用せず、平成25年4月に転用許可なしで貸し駐車場したということであります。

先月無断転用が発覚しましたので、事務局が本人宅を訪れ口頭指導したところ、許認可について知らなかったということで、顛末書を添付して追認許可申請書を提出していただいております。

土地の条件としましては、農振農用地区域外であり住宅が練たんし、宅地化の状況が一定程度の区域内にある農地で第3種農地と判断されます。

周辺は道路と住宅に囲まれ、転用による周辺への影響はないと判断されます。

委員の皆様の御審議よろしく願いいたします。

○議長

ただいま事務局より、違反転用についてと議案第2号の説明がございました。

違反転用に関しましては、今後この流れに沿いまして追認許可申請等の処理を行いたいと思います。この件に関しては後ほどまた意見をお伺いしたいと思います。

議案第2号に関しましては、昨日現地調査が行われております。調査委員の方々、御苦労さまでございました。それでは、調査委員長の説明をお願いいたします。

○2番委員

昨日事務局2名と1番委員、担当委員の5名で現地調査を行いました。

この土地は、種子島中学校の下の通りに隣接し、現在駐車場となっております。

持主の方の話では、数十年前には家が建っており、その後畑にしたため登記地目が宅地という認識があったということでした。

また、土地を貸した方が、周囲に竹を立てたため見通しが悪かったので、駐車場にしようと思い、工事をした後から転用が必要であったと気づいたという話でした。

現在は舗装されて22区画の貸し駐車場となっております。

本人も認識がなかったということでありましたので、追認許可をしても良いのではなかという意見で一致しました。皆さんの審議をお願いしたいと思います。

○議長

担当委員の方から補足説明があれば、よろしくをお願いします。

○13番委員

ただいま調査委員長の報告がありましたが、既に顛末書も提出されております。

私のほうからその顛末書を読み上げてみます。農地許可に係る顛末書。

西之表市農業委員会会長様。私は下記農地の許可申請において、認識不足により申請前に人為的に手を加え誠に申しわけありませんでした。

以後は申請要件を遵守し、このようなことがないようにいたします。

行為を行った理由。30年前に家が建っており登記簿地目が宅地であると思い込んでいた。その後20年ほど前から畑として利用していたが、農地法の転用許可が必要なことを知らず、平成25年4月に転用許可を得ずに転用した。

このように顛末書も出ているということで本人も反省し、既に工事は済んでおりまして、やむを得ないという判断をしたところでございます。

○議長

ただいま、調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。それでは質疑に入ります。先ほどの違反転用申請処理の流れ及び議案第2号につきまして、意見質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○6番委員

はい、6番です。この台帳畑、現況雑種地であるということ、それから20年若しくは30年以上雑種地の状態でしたらその無断転用に対し、責任を問われる訳でしょうか。

以前何かの機会で見況が何であるかということで判断すると認識していましたが如何でしょうか。

○事務局

委員の質問は、今駐車場で20数年間雑種地だから許可が必要かという意味だと思いますが、駐車場にする4ヶ月前までは作物を植えて畑として使用していたようですので現況も畑でした。

○8番委員

はい、事務局は何でこれが違反転用であると解ったのでしょうか。

○事務局

場所が市道沿いなので、たまたま通りかかったら駐車場になっておりました。

今年の3月ぐらいまで畑として使用していました。当然現況主義となっていますのでその時点で農地であったわけですので、転用許可が必要となってきます。

○7番委員

7番です。現況の周辺はどういう状態になってますか。

○事務局

片方は公民館に通じる道路で、三方は本人の宅地や倉庫、また借家等で周りは全然農地がない状況であります。

○7番委員

はい、わかりました。

○議長

他にはございませんか。

○3番委員

はい、3番です。先ほどから事務局、担当委員、調査委員長より報告がありましたが、本人も深く反省し顛末書も出されているということで認めざるを得ないと思います。

採決をお願いします。

○議長

はい、それでは、これより採決いたします。

議案第2号農地法第4条許可申請につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

全員の賛成でありますので、議案第2号農地法第4条許可申請番号1番につきましては、許可相当として農業会議に諮問をいたします。

○議長

続きまして、議案第3号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。資料は5ページになります。今月は、一般住宅2件、農業用倉庫1件、建築用倉庫1件の計4件の申請がありました。

まず、1番です。申請地は、住吉〇〇地区の字〇〇〇〇〇番1、台帳現況地目畑で、面積は500平米であります。申請理由としましては、現在借家住まいであり申請地を購入し、自己の住宅を建築したいとのことであります。

土地の条件は、農振農用地区域外であり住宅が連たんしている区域に隣接し、農地規模が10ヘクタール未満の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。

周辺は道路と申請人の父の畑があり、また、預金残高証明や被害に関する誓約書等も

提出されています。

2番です。申請地は、安納〇〇地区の字〇〇〇〇〇番、台帳現況地目畑で、面積は179平米です。

申請理由としましては、現在大工をしており作業場が実家で狭いため、申請地を購入し建築用倉庫を建てたいということであります。

土地の条件は農振農用地区域外で住宅が連たんしている区域に近接し、農地規模が10ヘクタール未満の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。周辺は、畑と住宅及び2方が道路です。また、転用による周辺への被害もないと判断されます。

次は3番です。申請地は、安納〇〇地区の字〇〇〇〇〇番1、台帳地目は畑、現況地目は宅地で面積は646平米であります。

申請理由としましては、長年不耕作でかなり荒れていましたので、農地とは知らずに平成17年に農業用倉庫を建てました。書類には18年と書いてありますが、17年前に訂正をしてください。この場所は、8月に親から子へ名義変更する際に、台帳地目が畑ということが解りまして無断転用が発覚いたしました。

その後事務局の口頭指導により顛末書を添付して、追認許可申請書を提出しております。先ほどの違反転用の流れの資料1においては、先の4条と同じく①から④の流れとなっております。

土地の条件は、農振農用地区域外で住宅が連たんしている区域に近接し、農地規模が10ヘクタール未満の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。

周辺は3方が宅地、1方が山林で転用による被害はないと判断されます。

4番です。申請地は、下西〇〇地区の字〇〇〇〇〇番2、台帳現況地目畑で面積は498平米であります。申請理由としましては、現在借家住まいで申請地を購入し自己の住宅を建築したいということであります。

土地の条件は、農振農用地区域外であり住宅が連たんしている区域に近接し、農地規模が10ヘクタール未満の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。

周辺は、南側と東側が畑で北側に道路、西側が宅地となっております。

残高証明、融資証明、被害に関する誓約書等も提出されていることから転用は問題ないと判断されます。委員の皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○議長

議案第3号につきましても、昨日現地調査が行われております。

調査委員長からの報告をお願いいたします。

○2番委員

はい、昨日現地調査を行いました。

番号1番についてですが、申請地は形之山地区にありまして、海に向かった見晴らしの良い場所で、32アールほどの畑の一角35坪の土地です。

申請地は、道沿いになっておりまして、排水なども問題無い土地であります。地盤は

少し浅いということで、道路より高い場所でしたが申請に問題は無いと思います。

続きまして、番号2について説明します。安納〇〇の〇〇橋から現和に向かった道路沿いの土地でした。申請人は兄と二人で大工をされておりまして、兄の倉庫を使っていたのですが、手狭になってきたということで、自分の倉庫を建てたいということでした。

現況は、草や木が生い茂った状況であり、転用は問題無いと思います。

番号3についてですが、この土地は安納〇〇で県道より少し上がった住宅地の奥になります。申請人によりますと、昔牛を飼っておりその時放牧場にしていた土地のようです。本人は畑という認識がなく、倉庫を建築したということでした。

また、申請人は地区でも優秀な大規模農家で資材置き場や作業場等の不足で申請地に倉庫を建て、名義変更する際に農地であることが解ったということで、今回申請になったようで、顛末書も提出されているため許可は妥当と判断しました。

番号4は、下石寺公民館の先の方の道路脇の土地です。申請人は神奈川県から移住してこられまして、病院でリハビリの仕事をなさっているという方でございます。

今回この土地を購入しまして、自己の住宅を建築したいということでした。

譲渡人の話では、水道などのインフラが整備され住宅地として条件が整い若い方々も編入し、地区の方々も喜んでいるということでした。

転用については問題無いと判断しました。審議をよろしく申し上げます。

○議長

ただいま、調査委員長の報告を終わったところです。

それぞれ担当委員の方から、補足説明があればお願いします。

○1番委員

1番です。番号1番については、調査委員長の報告通りでありまして、排水などの問題もなく申請には問題無いと思いました。以上です。

○5番委員

5番です。番号2番と3番ですが、調査委員長が説明したとおり問題ないと思います。

○10番委員

10番です。番号4番について、ただいま事務局並びに調査委員長から詳しく説明がありました。私の地域でございますが、若い方が入ってきて地域の活性化に繋がると期待しております。大変結構なことと思いますのでよろしく申し上げます。

○議長

それでは、質疑に入りたいと思います。

質疑、意見のある方は挙手でお願いをいたします。

○議長

ただいま異議なしの声がございました。それでは採決いたします。

議案第3号農地法第5条許可申請番号1番から4番につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第3号農地法第5条許可申請番号1番、2番、3番、4番につきましては、許可相当として県農業会議に諮問をいたします。

○議長

続きまして、議案第4号非農地証明願いについてを議題といたします。この件につきましても、昨日現地調査が行われております。調査委員長の説明をお願いいたします。

○2番委員

非農地証明についての説明をしたいと思います。

番号1は国上桜園の旧牛乳集荷場向かいの山の上の方の土地であります。

土地は8筆になっておりまして、昭和50年代に郊外木の山桃などを植林し、その後出荷せずそのまま放置した土地です。

従って、現状も山林ですので非農地としても何ら問題無いと思います。

番号2についてですが、ここは西之表市街地で自動車工場の横の土地でして、一方は、道路の法面となっております。

非農地と判断することに何の問題はないと思います。審議をよろしく申し上げます。

○議長

はい、ありがとうございます。ただいま調査委員長からの報告がございました。

1番につきましては、調査委員長の方が担当委員ということでございます。

2番につきましては、担当委員の方から補足説明があればお願いします。

○10番委員

10番です。ただ今調査委員長から詳しく説明がありましたように平成元年ごろから耕作しておらず現在原野となっております。

私が最初調査した8月20日頃は、草や木が茂っておりましたが、昨日の調査時は調査しやすいように木々が刈られておりました。

なお、ほとんどが法面であり調査委員長の報告の通り非農地許可は妥当だと思います。

○議長

ただ今調査委員長、担当委員の方から報告はございました。それでは質疑に入ります。意見、質疑のある方は挙手をお願いします。

○3番委員

3番です。2番の土地は現在耕作できる状態ですか。

○2番委員

ほとんど法面ですので、地形的に耕作は出来ません。

○3番委員

はい、わかりました。

○議長

他にはございませんか。

○議長

無いようですので、採決します。議案第4号非農地証明願いの整理番号1番、2番につきまして、非農地として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第4号非農地証明願いの整理番号1番、2番につきましては非農地として承認することに決しました。

○議長

続きまして、議案第5号あっせんについてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号あっせんについて説明します。資料は7ページになります。

今月のあっせん申し出は「貸したい」の案件が2件であります。

まず上段です。場所は、榕城の〇〇地区で字〇〇〇〇〇番1、台帳現況地目畑、面積は1237平米であります。標準額で貸したいとのことであります。

場所が西之表の小牧野地区でありますので、担当の3番委員と場所に近い10番委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、下段の方です。場所は、現和の〇〇地区であります。字〇〇〇〇〇番、台帳現況地目は畑、面積は3088平米です。ほ場整備済みであり畑かんもあります。

標準額で貸したいとのことであります。場所が庄司浦地区ですので、担当の12番委員と場所に近い5番委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長

はい、ただいまのあっせん依頼の説明につきまして、質疑等ございませんか。

○3番委員

3番です。事務局におたずねします。

あっせん調書ですが最近確認していないのですが、どうなっているのですか。

○事務局

あっせん申し出については、借り手が見つかったのは何件かありましたが、その借人自体が担い手農家ではありませんでした。基本的にあっせんは担い手農家が対象になります。担い手農家が借り受ける場合はあっせん調書を作成しますが、対象外の方が借り受ける場合は、農地法の3条許可で手続をしますので調書は作成しません。

○3番委員

はい、わかりました。

○議長

他にありませんか。

○12番委員

はい、12番です。ただいまのあっせんについては、自分の地域であったら双方貸借を結んで事務局のほうに申し入れがあることが多いのですが、今回は事務局の方に直接あっせんの申請がきたわけです。

地元農家も農地を求めている方が多いので、できたら地元の担い手農家に優先させていただきたいと思います。

○議長

あっせんについては担い手農家、認定農家への利用集積ということを目指しているので、そのように行うことが良いと思います。よろしく願いいたします。

ほかにはございませんか。無いようですので、あっせんを依頼された委員の方々は、よろしく願いいたします。

○議長

続いて、議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第6号農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取についてを説明いたします。

それでは、1-1ページをお開きください。利用権の設定であります。

まず1段目、期間が平成26年1月1日から平成27年12月31日までの2年間、地目畑、面積3441平米、うち更新分3441平米、利用権の設定をする者が1人、受ける者が1人であります。

二段目です。期間が平成25年10月1日から平成30年1月31日までの4年間、地目畑、面積5186平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者の数1人、利用権の設定を受ける者が1人あります。

三段目です。期間が平成26年3月1日から平成31年2月28日までの5年間、地目田、面積5769平米、畑9541平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者の数が2人、利用権の設定を受ける者が1人あります。

4段目です。期間が平成25年10月1日から平成31年9月30日の6年間、地目畑面積830平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者の数1人、利用権の設定を受ける者が1人あります。

次に、1-2ページをごらんください。計画総括表であります。

1番です。国上にお住いの60歳の方の畑、1筆面積830平米を農地制度円滑化事業の農地売買等事業で円滑化団体が賃貸借で6年間借り受けるものであります。

2番。東京都にお住まいの73歳の方の畑1筆3441平米を上西の50歳の担い手農家の方が、賃貸借で2年間借り受けるものであります。

3番です。円滑化団体が保有している畑3筆5186平米を安城の55歳の認定農家

の方が、賃貸借で4年4カ月借り受けるものであります。

これは円滑化団体が土地の所有者から借りている期間を貸すということでありまして、期間が4年4ヶ月という端数になっております。

4番です。沖縄県にお住まいの53歳の方の田3筆5769平米、畑2筆4357平米を上西の58歳の認定農家の方が賃貸借で5年間借り受けるものであります。

5番です。上西にお住まいの80歳の方の畑4筆5184平米を上西の58歳の認定農家の方が、賃貸借で5年間借り受けるものであります。

内容につきましては、1-3から1-9ページをごらんください。

続きまして、所有権移転であります。2-1ページをお開きください。

今回は1件の申請がありました。平成25年9月26日に所有権移転をしようとするものであります。

次に、2-2ページをごらんください。計画総括計画総括表であります。

千葉県にお住まいの71歳の方の畑1筆3233平米、雑種地2筆309平米、計3筆3542平米を住吉の62歳の認定農家の方が売買で所有権移転するものであります。

なお、この雑種地は畑の法部であります。

詳細につきましては、2-3ページから2-5ページをごらんください。

以上すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査いたしました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

皆様の御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ただいま事務局より議案第6号につきまして説明がありました。

最初に、利用権の設定についての審議を行います。4番、5番につきましては利用権の設定を受ける者が9番委員となっております。

これにつきまして、農業委員会法第24条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、まず1番から3番までを先に審議します。それぞれ担当委員の説明をお願いいたします。

○2番委員

はい、2番です。整理番号1について説明したいと思います。

ただいま事務局から説明があったとおりでございます。この利用権の設定する方は、農業振興公社に勤めている方です。何ら問題はないと思います。

○3番委員

3番です。番号2について説明します。

貸人は東京に在住している方で、昨日現地の確認に行きましたが現在牧草を植え付けておりました。貸人、借人双方に電話で確認いたしまして、間違いはないということでございましたので報告いたします。終わります。

○議長

3番につきましては、私が担当地区でございます。昨日、利用権の設定を受ける者の案内で現地を確認しました。利用権の設定を受ける者はさとうきび農家であります。

場所はカシミア橋を過ぎまして、1キロほど上がった植松というところです。

以前は、営農大学校の研修ほ場として使っておりましたが、今回設定を受ける者が借りて、1枚はさとうきびを耕作し、さらに1枚は農道が狭くて大型車が行かないということで、芋をつくるということでした。双方確認いたしました。間違いございません。

○議長

それではまず、1番から3番までの質疑に入りたいと思います。

質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

異議なしの声がありました。これより採決をいたします。

利用権の設定、整理番号1番から3番につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございます。

全員の賛成でありますので、利用権の設定整理番号1番、2番、3番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

続きまして番号4番、5番を審議します。審議の間9番委員には、退室をお願いいたします。それでは、4番、5番につきまして担当委員の説明を求めます。

○13番委員

はい、13番です。4番、5番につきまして説明いたします。

16日に本人立ち会いのもとに、現地調査を行いました。畑の方はシカの被害がひどくて、今回の補助事業で金網フェンスを張っておりました。立派なものが出来ておりました。シカ被害を防止するため大変な苦勞をされているようですが、今回立派なシカ柵ができてよかったと喜んでいるところです。

なお、申請内容については間違いございませんでした。以上です。

○議長

それでは、4番、5番につきまして質疑に入りたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○3番委員

3番です。今、説明がございましたが参考までに伺いたいんですが、シカ金網の補助事業の説明がありましたが、これは何割の補助なのか。

○13番委員

今回については、手出しがなかったようです。但し、施工は自分で行ったようです。

最初は、60万円ぐらいの手出しがあると言われてましたが、今回は補助額におさまっ

たということでした。

○3番委員

その事業申請は農林水産課の方にするのですか。

○13番委員

はい、農林水産課のほうからありました。来年度あるのかわかりませんが、今回は24年度の分の予算のようです。

○議長

他にはございませんか。

○3番委員

そういう事業があれば、農林水産課も我々に周知していただきたいと思います。

やはり全市的にシカ被害が発生しているわけですので、そういう事業があれば取り入れる農家は多いと思います。今後は事務局も農林水産課に申し入れをして、何か補助事業があれば我々農業委員にもお知らせ頂きたいと思います。

○事務局

はい、この事業につきましては農政座談会や広報でも十分お知らせしています。

また、説明会や申し込みについてもお知らせはしているようです。

○3番委員

防災無線等も利用して、さらに農家に知らせることを要望します。

○事務局

はい、今後はさらに農林水産課とも連携して行いたいと思います。

○議長

4番、5番につきましては質疑は他にございませんか。

○議長

それでは、採決したいと思います。利用権の設定4番、5番について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、利用権の設定4番、5番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

ここで9番委員の入室を許可します。続きまして、所有件の移転について審議をいたします。担当委員の説明をお願いいたします。

○1番委員

はい、1番です。17日に譲渡人、譲受人、あっせんをしていただきました瀬川委員立ち会いのもとで、現地調査と聞き取り調査を行いました。

現地は、志和野から広域農道を超えた先の方の畑と畑の法面の2筆で合計3542平米の土地でございました。

譲受人は、これまで譲渡人の土地を借りてでん粉用いもを作付けしておりまして、今

回譲渡人の希望により購入して自己所有とするものであります。

譲受人については、各種農機具も揃っており、実績もあるため問題ないと思いました。

○議長

はい、ただいま所有権移転につきまして担当委員の方から説明がありました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

異議なしの声がありました。それでは採決します。

所有権の移転番号1番につきましては、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

全員の賛成でありますので、所有権の移転番号1番につきましては原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、議案第7号平成25年度農地パトロール実施要領についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

はい。議案第7号平成25年度農地パトロール実施要領について説明します。

資料は、配付した実施要領と書いてあるものです。

農業委員会の所掌事務のなかに農地パトロールを実施する事とあります。

さらに、毎年この実施要領を総会で決定し実施することとなっておりますので、今回議案として提出をしております。

ご存じのように農地パトロールというのは、パトロール月間を決めて市内すべての農地の利用状況を調査し、さらに耕作放棄地などを確認することです。

従って、各委員は担当地域のすべての農地を見て回り、利用者に適正な利用を求めたり、荒廃地については、今後どうしたらいいか本人の意向を聞いたりすることが本来の目的です。

なお、数年前からすでに事務局で耕作放棄地を調査しております。

その事前調査も皆さんに行っていただきたいと思えます。調査後に11月以降の総会で非農地証明を審議したいと考えております。よろしくをお願いします。

なお、委員会では毎年全員で合同農地パトロールを行っておりますが、これは委員全員の判断時の目揃えを行うため実施しております。

25年度実施要領では、合同農地パトロールを10月16日に実施します。

この1番の目的は、要領の第3条の(1)の耕作放棄地の判断基準の統一を中心に行いたいと思えます。

日程については、2ページに書いてあります。

おおよそこの順番で行いますので、日程の調整をよろしくお願ひしたいと思えます。

農地パトロール実施要領については以上です。

○議長

はい、ただいま事務局より農地パトロールの実施要領につきまして説明がありました。
この件について、何か意見等がございましたらよろしくお願ひします。

○8番委員

はい。第4条の広報についてですが、早いうちに農地パトロールについて防災無線などを利用して、広報していただきたいと思ひます。

○事務局

はい、わかりました。

○議長

他にはございせんか。

日程は、10月16日の定例会終了後ということによろしいですか。


○議長

異議が無いようですので、この日におこないたいと思ひます。委員の皆様の日程調整をよろしくお願ひします。

以上を持ちまして、9月定例会の議案審議をすべて終了します。

平成25年9月19日

会 長

田高仙三 

河本 5番委員

河本アツ子 

白河 6番委員

白河登雄 